資料　1

「地下水の採取に関する規制地域及び適正化地域並びに取水基準」等の見直しについて

（水資源課）

1　諮問の内容

地下水の採取に関する規制地域及び適正化地域並びに取水基準（昭和 54 年８月１日静岡県告示第 628 号）等の見直し

2　見直しの目的

(1)地下水の持続的利用の推進

社会情勢の変化に伴う県内の地下水利用の動向や、平成 30 年３月に改正された条例の基本理念の趣旨を踏まえ、地下水の適正な利用の実施を図る。

(2)地下水環境に即した規制の見直し

地下水流動量解析調査（R3～R6）で直近の県内地下水の実態が明らかになり、地域（市町、事業者）の意見を参考にしながら規制内容の見直しを行う。

3　見直しの概要

(1)持続的利用の推進

ア　基本理念の推進
　地下水の健全な水循環を確保しながら有効に利用することを趣旨とする基本理念を推進し、地下水の適正な利用の実施

(2)規制の見直し

イ　取水基準等の見直し（※）
　地下水流動量解析調査結果などを基に、地域の意向を踏まえ、取水基準等を見直し(規制・現状維持・緩和)を検討

ウ　規制対象範囲の見直し
　地下水系、行政区域の連続性から、規制対象の範囲を見直し

（※）主な取水基準等の内容

(ア)揚水設備の揚水機(ﾎﾟﾝﾌﾟ)の吐出口断面積
　＜例＞岳南規制地域①区域、新設の場合⇒37c ㎡以下

(イ)採取する地下水の量
　＜例＞岳南規制地域①区域、新設の場合⇒0.40 ㎥／分以下

(ウ)揚水設備のｽﾄﾚｰﾅｰの位置（井戸深度）
　＜例＞岳南規制地域①区域、新設の場合⇒150m 以深

(エ)既設の揚水設備で採取する地下水の用途
　＜例＞岳南規制地域②区域の場合⇒用途別に水量を指定

(オ)隣接する揚水設備相互間の距離（運用通知等）
　＜例＞岳南規制地域①区域、新設（揚水機の吐出口断面積 22c ㎡超 37c ㎡以下）の場合
　　⇒150m 以上

資料　1

４　スケジュール

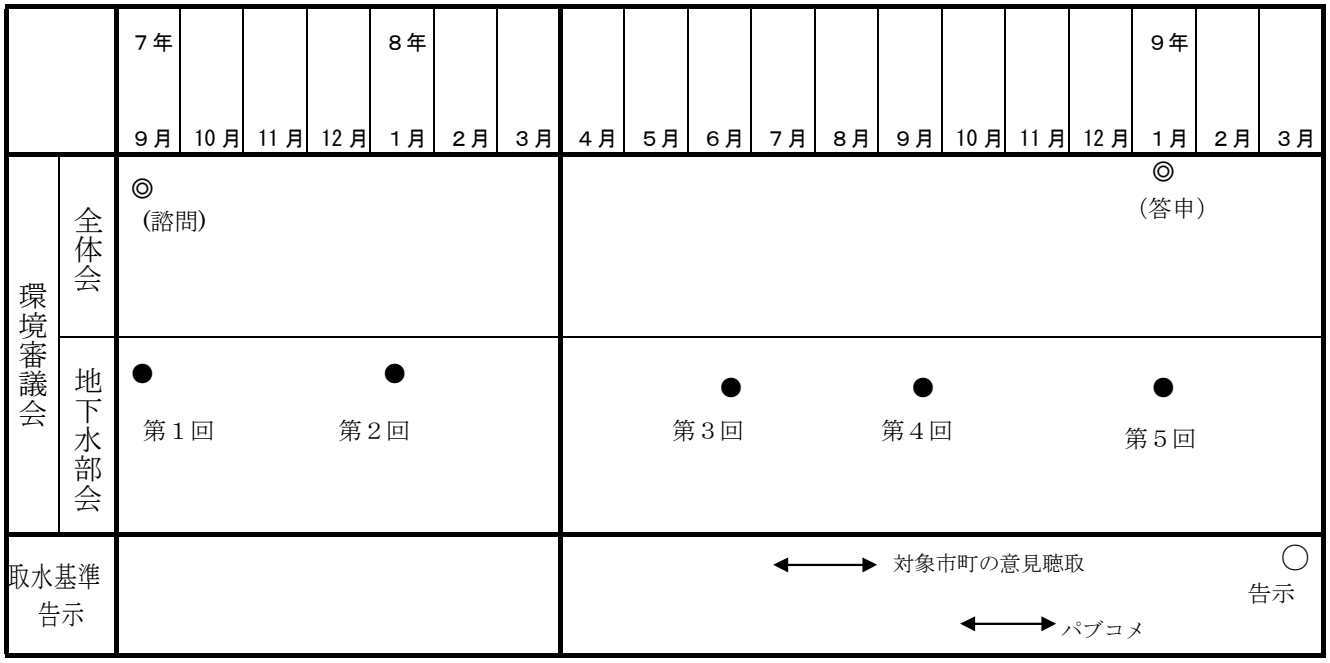
７年
８年
９年
９月
10 月
11 月
12 月
１月
２月
３月
４月
５月
６月
７月
８月
９月
10 月
11 月
12 月
１月
２月
３月
環境審議会
全体会
地下水部会
◎
(諮問)
◎
(答申)
●
第１回
●
第２回
●
第３回
●
第４回
●
第５回
取水基準
告示
対象市町の意見聴取
パブコメ
○
告示

環　水　第　２６２　号
令和７年９月４日

静岡県環境審議会
会長　藤川　格司　様

静岡県知事　鈴木　康友

「地下水の採取に関する規制地域及び適正化地域並びに取水基準」等
の見直しについて（諮問）

「地下水の採取に関する規制地域及び適正化地域並びに取水基準」等の見直しについて、環境基本法第 43 条第 1 項に基づき諮問します。